



平成 29 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 琉球銀行
代表者名 取締役頭取 川上 康
コード番号 8399 (東証第一部、福証)
問合せ先 執行役員総合企画部長 城間 泰
電 話 098-860-3787

簡易株式交換による連結子会社(株式会社琉球リース)の完全子会社化に関するお知らせ

株式会社琉球銀行(以下「当行」または「琉球銀行」といいます。)は、本日開催の取締役会において、当行の連結子会社である株式会社琉球リース(以下「琉球リース」といいます。)との間で、平成 29 年 7 月 31 日を効力発生日として、当行を完全親会社、琉球リースを完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、株式交換契約を締結いたしましたのでお知らせします。

本株式交換は、当行については、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会による承認を受けずに、琉球リースについては、平成 29 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会において本株式交換の承認を得た上で、平成 29 年 7 月 31 日を効力発生日として行う予定です。

なお、本株式交換は、当行にとっては簡易株式交換であるため、開示項目および内容を一部省略して開示しております。

記

1. 本株式交換の目的

当行では平成29年4月よりスタートした中期経営計画において、多様化するお客様のニーズにグループ一体となって対応し地域社会と共有価値を創造する総合金融グループを目指すことを掲げており、そのグループ戦略の一環として当行を完全親会社、琉球リースを完全子会社とする本株式交換を実施することといたしました。

これにより、当行グループの経営の迅速化・効率化を一層図ると共にグループ内の連携強化を通じて地域密着化を更に進め、お客様および株主の皆様のご期待に応えてまいります。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

取締役会決議日(両社)	平成 29 年 5 月 10 日
本株式交換に係る株式交換契約締結日(両社)	平成 29 年 5 月 10 日
本株式交換承認株主総会開催日(琉球リース)	平成 29 年 6 月 26 日(予定)
本株式交換効力発生日	平成 29 年 7 月 31 日(予定)

(注1) 本株式交換は、会社法第796条第2項の規定に基づき、当行の株主総会の承認を要しない場合(簡易株式交換)に該当します。

(注2) 当行は、本日より本株式交換効力発生日の前日までの間に、琉球リースの株主の一部より琉球リースの普通株式85,960株を取得する予定です。

(注3) 上記日程は、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両社が協議し合意の上、変更されることがあります。

(注4) 本株式交換により琉球リース株主の皆様（ただし、当行は除きます。）に対して割当て交付する当行普通株式の全部に充当するために、当行は、別途450,000株を上限として当行普通株式を取得する（以下「本自己株式取得」といいます。）予定ですが、本自己株式取得を経て、平成29年7月31日において、本株式交換の割当て交付に必要な当行普通株式を当行が保有していない場合は、本株式交換の効力発生日を変更する予定であります。なお、本自己株式取得に関する詳細については、本日別途公表しております「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 本株式交換の方式

当行を株式交換完全親会社、琉球リースを株式交換完全子会社とする株式交換となります。なお、本株式交換は、当行については会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより当行の株主総会の承認を得ることなく行います。琉球リースについては、平成29年6月26日開催予定の定時株主総会にて承認を得た上で行う予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	琉球銀行 (株式交換完全親会社)	琉球リース (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当比率	1	4.05

① 株式割当比率

琉球リース普通株式1株に対して、当行普通株式4.05株を割当て交付します。ただし当行が現時点で保有する琉球リース普通株式195,680株および上記(1)(注2)に記載の当行が追加取得する琉球リース普通株式85,960株(予定)については、本株式交換による割当ては行いません。

② 本株式交換により交付する株式

当行は、本株式交換に際して、当行普通株式446,958株(予定)を、当行が琉球リースの発行済株式の全部を本株式交換により取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)の琉球リースの株主(ただし、当行を除きます。)に対して割当て交付する予定ですが、交付する当行普通株式には当行が保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。なお、本株式交換により当行が交付する予定の上記株式数は、上記(1)(注2)に記載の当行による琉球リース株式の追加取得を前提とし、かつ、琉球リースにおいて反対株主の買取請求に係る株式の買取りにより取得・消却する株式数が零であることを前提として算出したものです。

自己株式取得に関する詳細については、本日別途公表しております「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

また、琉球リースは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有している自己株式(本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって琉球リースが取得する自己株式を含みます。)の全部を、基準時(ただし、当該買取りがあった場合には、当該買取りの効力が生じた後の時点とします。)をもって消却する予定であり、琉球リースが基準時までには保有することとなる自己株式数等により、当行の交付する普通株式数は今後修正される可能性があります。

③ 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当行の単元未満株式(100株未満の株式)を保有する株主が新たに生じることが見込まれますが、金融商品取引所市場において当該単元未満株式を売却することはできません。当行の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以降、以下の制度をご利用いただくことができます。

○ 単元未満株式の買取制度(単元未満株式の売却)：会社法第192条第1項の規定に基づき、当行に対し、保有されている単元未満株式の買取りを請求することができます。

- 単元未満株式の買増制度(1単元への買増し)：会社法第194条第1項および当行の定款の規定に基づき、当行が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有する単元未満株式の数と併せて1単元株式数(100株)となる数の株式を当行から買い増すことができません。

④ 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、琉球リースの現株主に交付される当行の普通株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第234条その他の関係法令に基づき、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数の当行の普通株式を売却し、かかる売却代金をその1株に満たない端数に応じて琉球リースの株主にお支払いいたします。

- (4) 本株式交換に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い
該当事項はありません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定の考え方

(1) 割当ての内容の根拠および理由

上記2.(3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率(以下「本株式交換比率」といいます。)の算定にあたって公正性・妥当性を期すため、当行は山田FAS株式会社(以下「山田FAS」といいます。)を第三者算定機関として選定しました。

当行は、山田FASから提出を受けた株式交換比率算定結果を参考に交換比率を慎重に検討し、当事者間で協議・交渉を重ねました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本日開催された両社の取締役会において本株式交換比率を決定し、合意いたしました。なお、本株式交換比率については、算定の前提となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、当事者間での協議の上、変更することがあります。

(2) 算定機関との関係

山田FASは、両社から独立した第三者算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(3) 算定の概要

山田FASは、当行の普通株式については、当行の普通株式が東京証券取引所および福岡証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行いました。非上場会社である琉球リースの普通株式については、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する方法で、金融機関の評価に広く利用されている配当割引モデル法を採用して算定を行いました。なお、市場株価平均法は、平成29年5月9日を算定基準日として、算定基準日の株価、ならびに算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の取引日における終値平均値を採用いたしました。なお、山田FASが算定の基礎として用いた琉球リースの将来の利益計画においては、大幅な増減益は見込んでおりません。

4. 本株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	株式会社琉球銀行	株式会社琉球リース
(2) 所在地	那覇市久茂地1丁目11番1号	那覇市久茂地1丁目7番1号
(3) 代表者の役職・氏名	取締役頭取 川上康	代表取締役社長 安田幾夫
(4) 事業内容	銀行業	リース業
(5) 資本金	54,127百万円	346百万円

(6) 設立年月日	昭和 23 年 5 月 1 日	昭和 47 年 5 月 10 日				
(7) 発行済株式数	38,508 千株	392 千株				
(8) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日				
(9) 従業員数	1,252 名	52 名				
(10) 大株主および持株比率 (平成 29 年 3 月 31 日時点)	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口) 4.61% JP MORGAN CHASE BANK (常任代理人 株式会社みずほ銀行) 3.50% 琉球銀行行員持株会 2.77% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口 9) 2.53% CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行(株)) 2.39% 日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口) 2.08% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口 5) 1.93% 沖縄電力(株) 1.79% オリオンビール(株) 1.62% 大同火災海上保険(株) 1.60%	(株)琉球銀行 49.91% 三菱 UFJ リース(株) 14.03% 琉球セメント(株) 7.65% オリオンビール(株) 4.20% (株)リウコム 3.21% 沖縄トヨタ自動車(株) 2.39% (株)沖縄海邦銀行 2.39% (株)國場組 2.39% (株)りゅうにち 2.39% 三菱 UFJ 信託銀行(株) 2.32%				
(11) 最近 3 年間の経営成績および財政状態 (平成 29 年 3 月 31 日現在)						
決算期	株式会社琉球銀行 (連結)			株式会社琉球リース (単体)		
	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
総資産	2,192,114	2,240,159	2,253,518	37,349	38,826	38,744
純資産	99,812	108,284	110,988	4,180	4,642	5,087
経常収益	55,027	59,953	60,717	14,575	16,083	15,693
経常利益	9,552	10,039	9,711	578	722	689
当期純利益	5,553	10,331	6,494	501	469	453
1 株当たり当期純利益 (円)	146.24	271.46	170.51	1,278.27	1,198.59	1,156.95
1 株当たり配当金 (円)	35.00	35.00	35.00	25.00	25.00	35.00

(注 1) 琉球リースについては、経常収益の項目に売上高を記載しております。

(注 2) 特記しているものを除き、単位は百万円としております。

5. 本株式交換後の状況

両社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金の額、事業年度の末日については、上記「4. 本株式交換の当事会社の概要」に記載の内容から変更はありません。

6. 今後の見通し

琉球リースは、すでに当行の連結子会社であるため、本株式交換による当行および琉球リースの業績への影響は、いずれも軽微であると見込んでおりますが、今後開示すべき事象が発生した場合には、速やかにお知らせします。

以上

≪本件に関するご照会先≫
 琉球銀行 総合企画部 比嘉、親川 Tel. 098-860-3787